

令和7年度 みよし市立天王小学校いじめ防止基本方針【概要版】

令和7年4月

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童が安心して学校生活を送り、自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等の対策に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切である。

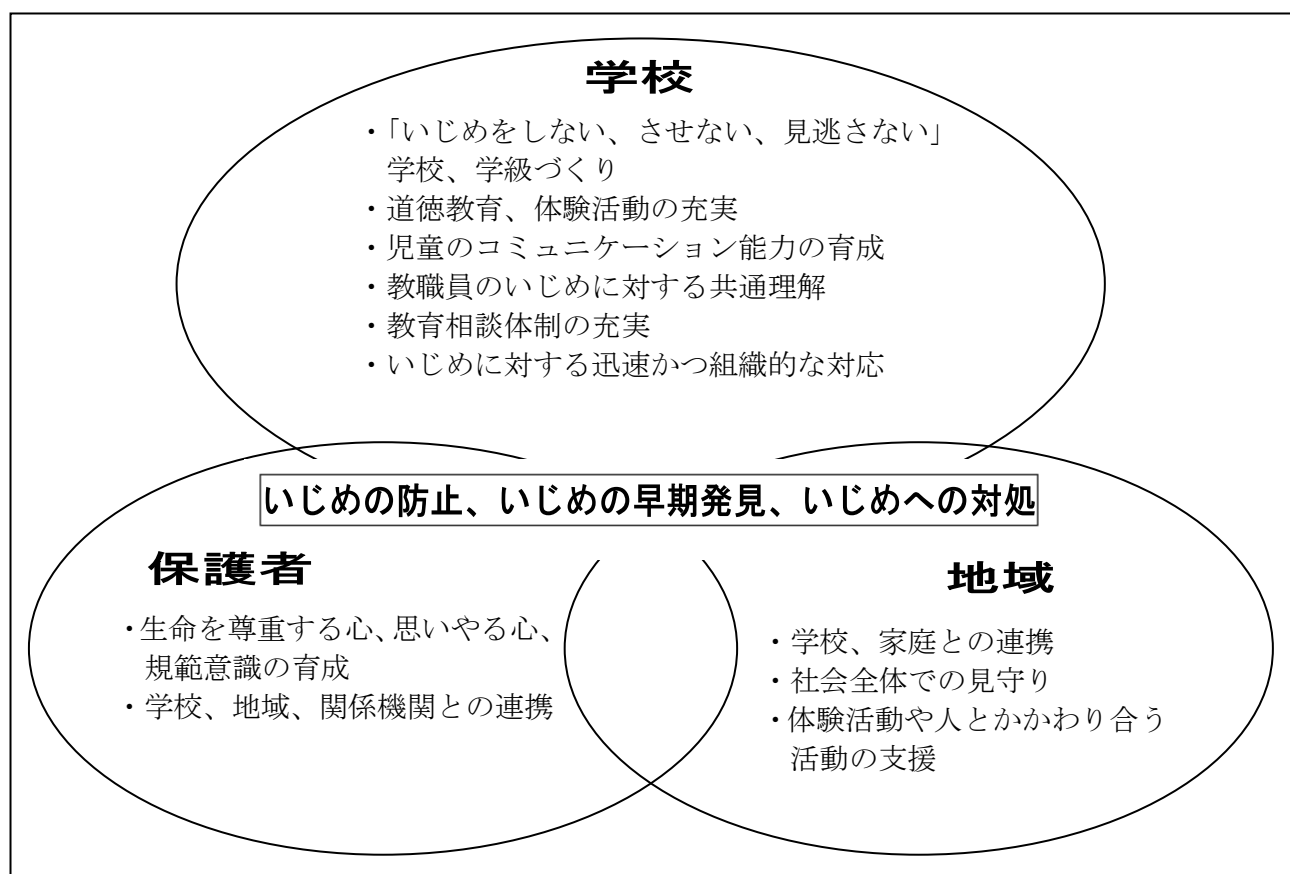
本校では、家庭、地域その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、児童が集団の一員としての自覚や自信をもち、互いを認め合える人間関係を育むことができるよう努める。

第2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」を活用し、組織的に判断する。

第3 関係者の責務



第4 学校としての取組

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直し

- ・ 本校の実情に即して機能しているかどうかについて点検し、見直しを図る。
- ・ ホームページへ掲載したり、入学時・各年度の開始時に児童、保護者等に説明したりする。

2 いじめ対策組織の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を組織的かつ実効的に行うための中核となる常設の組織として「校内いじめ対策委員会」を設置する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

【いじめの防止】

- ・ 全ての児童が教職員や友人との間に信頼関係を育み、「いじめをしない、させない、見逃さない」学校・学級づくりに努める。
- ・ 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。
- ・ いじめに向かわせないために、児童が、自主的にいじめの問題について考え、議論する等のいじめの防止に資する活動への取組（いじめ防止に関する道徳授業、人権集会の実施）を行う。

【早期発見】

- ・ 全ての教職員がいじめの認知や早期発見について共通理解を図るため、いじめの防止等に係る研修の充実を図る。
- ・ いじめを積極的に認知する。また、子ども相談員、スクールカウンセラー等を活用し、地域の協力者の声を参考に幅広くいじめの認知を行う。
- ・ 教職員と児童、保護者との人間関係づくりに努める。
- ・ 年間11回の「子どもを語る会」、年2回のアンケートとそれに伴う教育相談を実施することで、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。また、児童が記述したアンケート用紙は、複数の教職員で記述内容を確認する。
- ・ 保護者や児童が学校外の相談機関に相談できるよう、情報提供に努める。

【いじめに対する措置】

- ・ いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、校内いじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。
- ・ 事実関係の確認の上、校内いじめ対策委員会の方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。
- ・ いじめの情報については、次年度へ引き継ぐ。必要に応じて中学校へ引き継ぐ。
- ・ 「いじめが解消している」状態かを判断するため、いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していることや被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ・ 「いじめが解消している」状態に至ったと判断した場合でも、関係する児童については、日常的に注意深く見守りを継続する。
- ・ いじめを発見したときは、必要なことを一覧表に必ず記入し、解消・継続の確認ができるようにする。

4 取組の評価と見直し

- ・ 学校評価アンケートや学校運営協議会、校区教育懇談会等による学校の取組についての意見をもとに、学校の取組を常に点検し、見直す。（PDCAサイクルの実行）

第5 重大事態への対処

1 「重大事態」とは

- | |
|---|
| <p>(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> |
|---|

2 重大事態の発生報告

- ・ 重大事態が発生した場合（疑いがあると認めるとき）、または被害児童や保護者から「いじめにより重大な事態が生じた」という申立てがあった場合は、直ちに、教育委員会に事態が発生した旨を報告する。

3 学校の対応

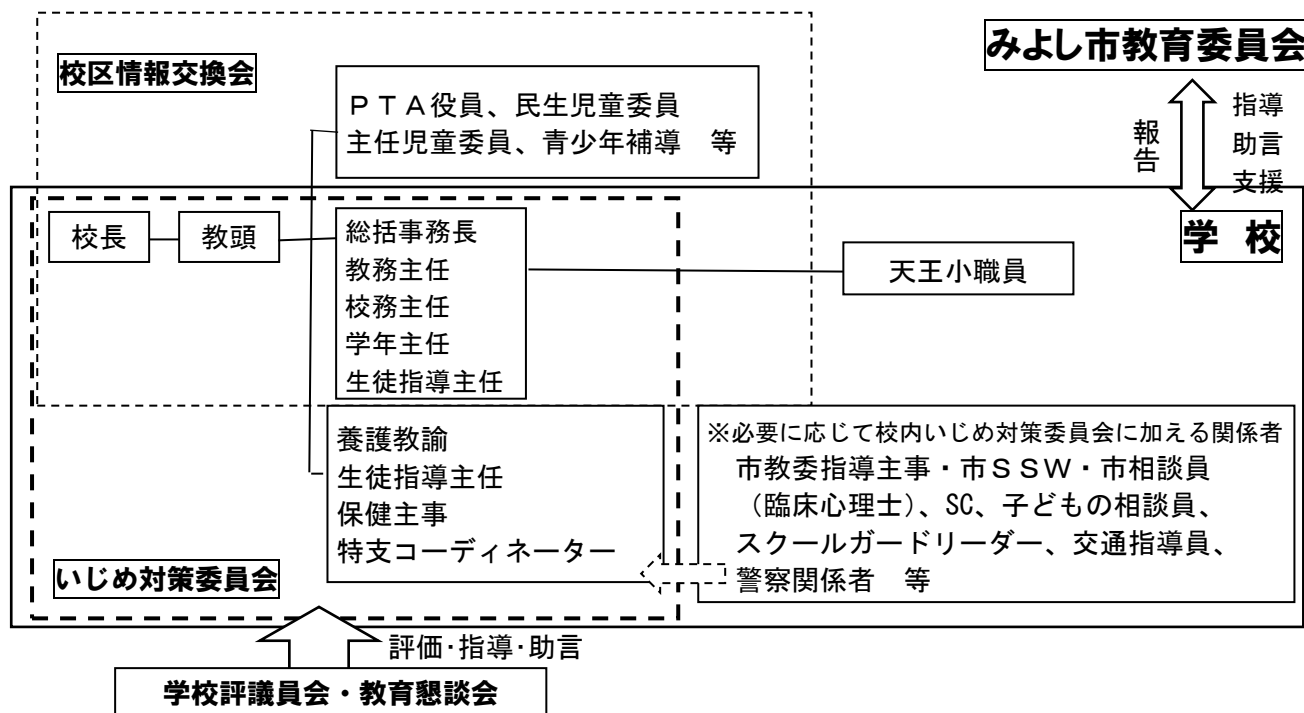
- ・ 専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「みよし市いじめ問題調査委員会」による調査に協力をしていく。
※ この調査は、事実関係を明確にするための調査であり、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

4 記録の保存

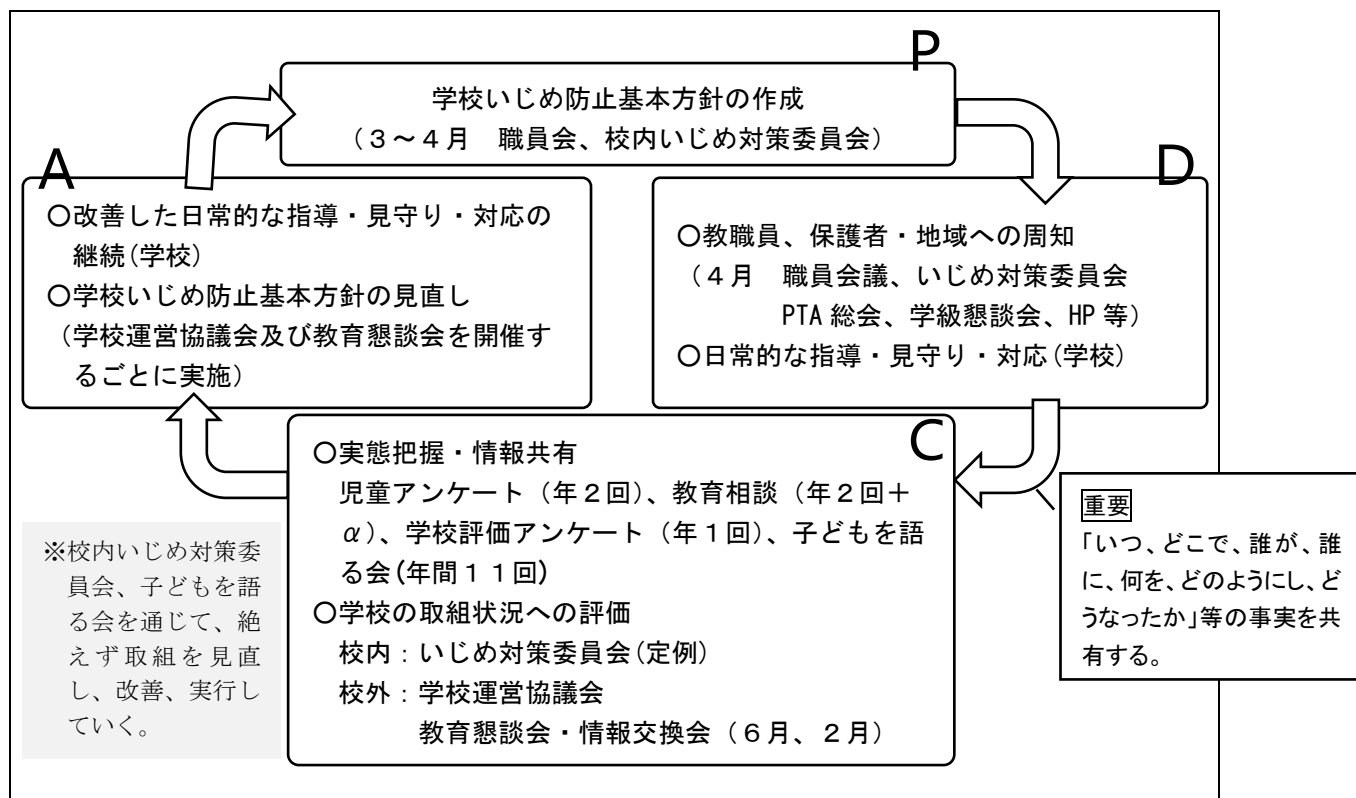
- ・ 児童が書いたアンケート用紙や「校内いじめ対策委員会」の記録は、5年間保存する。

- ・ 重大事態の調査に係る記録は、当該児童が在籍している学校を卒業後、5年間保存する。

▶本校区におけるいじめ対策に関わる組織



▶PDCAサイクル（点検・見直し）の計画



基本的ないじめへの対応

段 階	いじめられた		いじめた		周囲の児童 (含 観衆・傍観者)
	児童	保護者	児童	保護者	
いじめの情報（気になる情報）のキャッチ					
初期対応 関係者 (担任・学年主任等)を 中心に 報 連 相 (校長、教頭、市教委・ 関係機関)	・事実関係の丁寧な把握 ・安全確保 ・心のケア ・支援	家庭訪問 ・事実関係の報告 ※信頼関係の構築	・事実関係の丁寧な把握 ・心のケア ・支援	家庭訪問 ・事実関係の報告 ※信頼関係の構築	・事実関係の確認 ・情報提供の秘密厳守
校内いじめ対策委員会（臨時）の開催（アセスメントの実施）					
早期対応 チーム編成	支援チームの編成と支援計画の作成				・当事者意識をもたせる ・「いじめは許さない」メッセージを発信し続ける。
	・チーム、計画による支援・指導 ・児童生徒理解	・支援・指導方針、内容の伝達 ・保護者からの情報提供	・チーム、計画による支援・指導 ・児童生徒理解	・支援・指導方針、内容の伝達 ・協働意識の確立 ・保護者からの情報提供	
継続対応	指導・支援の継続				・人権意識を高める道徳や特活の実施 ・「いじめを許さない」集団づくりについての話し合い
	・自信の回復 ・集団、対人関係の適応	・回復、適応について報告	・対人関係の改善 ・集団、対人関係の適応	・成長、適応の報告	
経過・観察・連絡の継続					